大船渡市の林野火災で被災した森林の立木伐採に係る留意事項

1 立木の伐採に必要な手続きについて(一般事項)

(1)地域森林計画対象森林(保安林や森林経営計画がたてられている森林を除く)

地域森林計画対象森林の立木を伐採する場合は、人工林・天然林の別や伐採本数にかかわらず、森林法に基づき、伐採30日~90日前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を大船渡市に提出することが必要となります。

ただし、火災、風水害その他の非常災害に際し**緊急の用に供する必要がある場合**及び**倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合**については、届出書の提出が不要となります(**緊急伐採の場合**は、別に事後届出を提出することが必要です)。

連絡先:大船渡市農林課 TEL:0192-27-3111

:大船渡農林振興センター 林業振興課 TEL:0192-27-9925

(2) 保安林に指定されている森林

保安林内で立木の伐採や土地の形質を変更する行為等を行う場合は、森林法に基づき、許可申請や届出を大船渡農林振興センターに提出することが必要となりますので、 伐採等を行う前に大船渡農林振興センターの保安林担当へ相談してください。

なお、相談の際には伐採予定の森林の状況等(樹種、林齢、被害状況、伐採後の更新 方法等)について説明してください。

連絡先:大船渡農林振興センター 森林保全課 TEL:0192-27-9926

(3) 森林経営計画がたてられている森林

認定を受けた森林経営計画に従って立木の伐採や造林を行う場合は、「伐採及び伐 採後の造林の届出」の提出は不要ですが、森林経営計画に従った施業が行われている かどうかを確認するため、**事後の届出を認定者に提出**する必要があります。

なお、森林経営計画の認定を受けた森林であるものの、計画されていない伐採や造林を行う場合には、事前に森林経営計画を変更する必要があります。

連絡先:大船渡市農林課 TEL:0192-27-3111

2 被災森林の立木伐採にあたっての注意事項

(1) 森林保険加入の確認について

伐採前に、森林所有者に森林保険加入の有無を確認してください。 加入している場合は、**伐採前に森林保険に関する確認が必要**となります。

森林保険制度についての連絡先: 気仙地方森林組合 大船渡支所 TEL:0192-26-5359

※ 森林保険加入の有無については、森林所有者に直接確認して ください。

(2)被災森林の伐採前の記録について

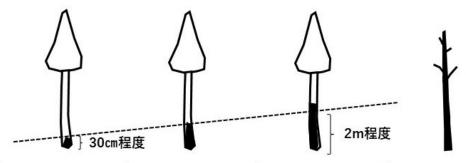
今後、森林復旧のための補助事業を実施する場合や平成以降で最大規模となった大 船渡市林野火災の被害状況の記録をとりまとめる際に、伐採前の状況を確認する必要 がありますので、被災森林の立木を伐採するときには、下記ア〜エにより写真を撮影 するとともに、撮影箇所等を記載した図面を作成し、伐採の際に必要となる許可申請 や届出と併せて提出するよう御協力をお願いします。

- ア 伐採前の写真を2mのポール等又は人を入れて撮影し、撮影位置と撮影年月日を 記録してください。 (撮影年月日がわかるように日付入りで撮影するか、写真帳の 余白に日付を記載)
- **イ** 撮影枚数は特に指定しませんが、被害の程度が異なる場合は、**被害の程度毎に撮 影**してください。(単木ではなく、林内の被害の様子がわかるように撮影)
- ウ 写真の撮影箇所、撮影方向を記載した図面を作成してください(可能な限り撮影 箇所の位置情報(緯度・経度)を記載してください)。
 - ※ 届出等に添付する図面に書き込んでいただくことでも可
- エ 下記の許可申請や届出を行うときに、写真及び図面を併せて提出してください。
 - (ア) 地域森林計画対象森林(保安林や森林経営計画がたてられている森林を除く) については「**伐採及び伐採後の造林の届出**」
 - (イ) 保安林に指定されている森林については、必要となる許可申請又は届出 ※ 事前に大船渡農林振興センターの保安林担当へ相談してください。
 - (ウ) 森林経営計画がたてられている森林については、事後の届出
 - (エ) 上記(ア)~(ウ)以外の場合は、大船渡市農林課に随時提出くださるようお願いします。

連絡先:大船渡市農林課 TEL:0192-27-3111

:大船渡農林振興センター 林業振興課 TEL:0192-27-9925

【(参考)被害程度の目安】



小	中	大	激
<u>根元30cm</u>	<u>高さ2m程度</u>	高さ2m以上	立木全体又は
までの焼損	までの焼損	の焼損	大部分が焼損
B材活用期待	バイオマス材活用	材としての活用	危険木で早期伐採
	期待	困難	の対象

(3)被災森林の復旧に配慮した立木伐採について

森林の焼損により土砂災害リスクの増大が懸念されることから、立木伐採にあたっては林地保全への配慮を徹底し、災害防止を図るとともに、森林所有者の意向も踏まえながら、伐採後の造林が円滑に進むよう林地残材の適切な処理に特段の御配慮をお願いします。

(4)被災森林の立木伐採における労働災害防止対策の徹底について

火災の被害にあった立木の伐木作業は、通常の作業と異なる点があることから、**岩手 労働局大船渡労働基準監督署**が公表した**大規模火災に係る安全対策周知リーフレット** を参照の上、**労働災害防止対策の徹底**をお願いします。

【上記に関するお知らせのリンク先】

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/oofunatokantokusyo/ofunatokantokusyo_00001.html